

火山現象の予報業務許可等の 申請の手引き

【この手引きの内容】

本手引きは、新規に予報業務許可を受けようとする方（事業者等）を対象として、申請手続の概要、申請書類の記載方法、許可事業者として留意すべき事項などを説明したものです。申請に当たっては、この手引きに記載している申請方法や記載例をよく読んで、誤りのないようにしてください。

本手引きは、気象庁ホームページ
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/minkan/kyoka.html>
に掲載しています。

不明な事項がありましたら、まずは、気象庁総務部情報利用推進課へ
お問い合わせください。

本件に関する窓口

気象庁総務部情報利用推進課
第二民間気象業務推進係

〒100-8122 東京都千代田区大手町1-3-4

TEL (03)3212-8341

内線4786

Mail: jma_suishin@met.kishou.go.jp

(を@に置き換えてください)

メールアドレスを平成28年9月1日に変更しました

平成26年7月1日改訂版

改訂履歴

改訂年月日	改訂内容
平成19年11月29日（気民第108号）	初版発行
平成26年7月1日	書式変更に伴う記入例の修正

1．はじめに

気象業務法の一部を改正する法律（平成19年法律第115号）の施行（平成19年12月1日）により、気象庁以外の民間事業者等が噴火、降灰等の火山現象を予想し発表する業務を行う場合、火山現象の予報の業務として、気象業務法第17条第1項の規定に基づき、気象庁長官の許可が必要となります。また、気象等の予報業務の許可を既に受けている事業者が火山現象の予報の業務を行う場合は、気象業務法第19条第1項の規定に基づき、気象庁長官の認可（変更認可）が必要となります。

本資料では、これらの許可または変更認可の申請手続きについて説明します。

2．許可または変更認可申請手続きについて

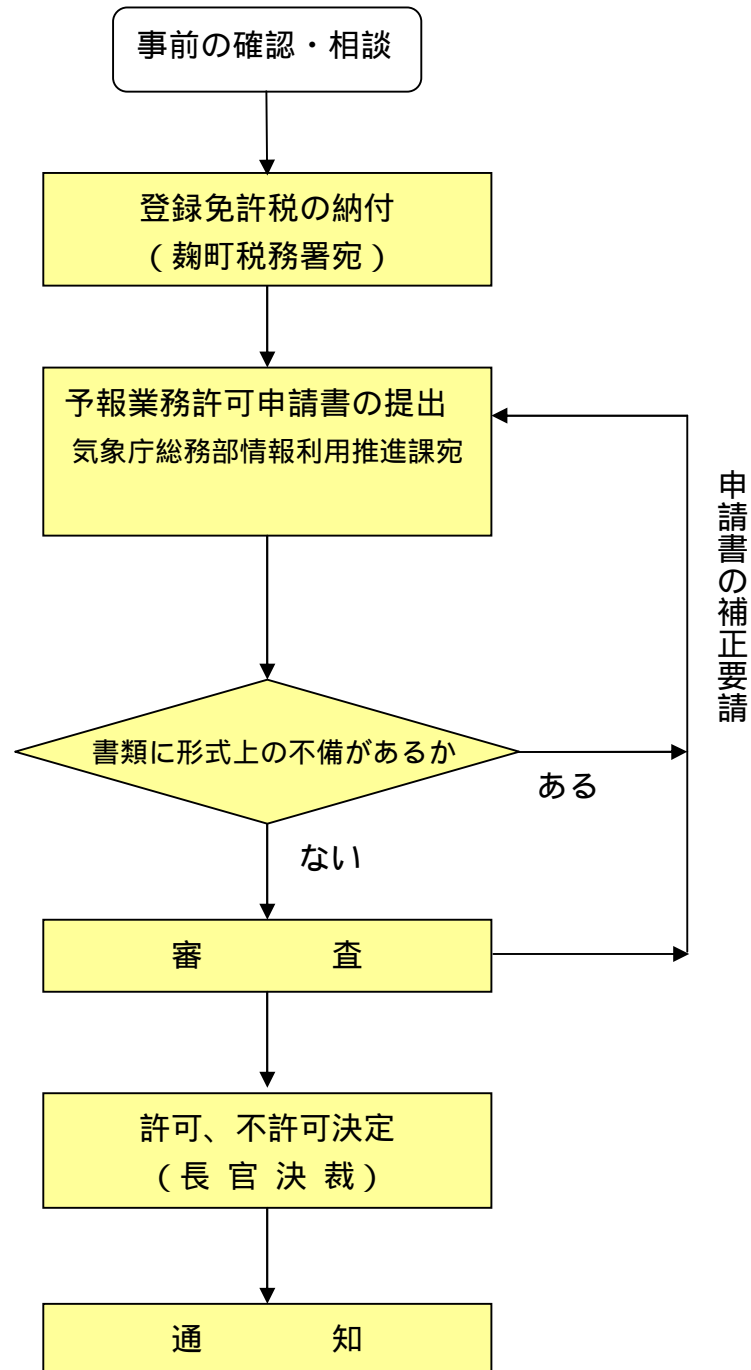
（1）火山現象の予報業務の許可または変更認可の申請手続の流れ

申請手続きの流れは2ページから3ページのフロー図のようになります。

申請を行う前に、行おうとしている業務が火山現象の予報業務にあたるかどうか等、問い合わせ先に十分にご確認ください。

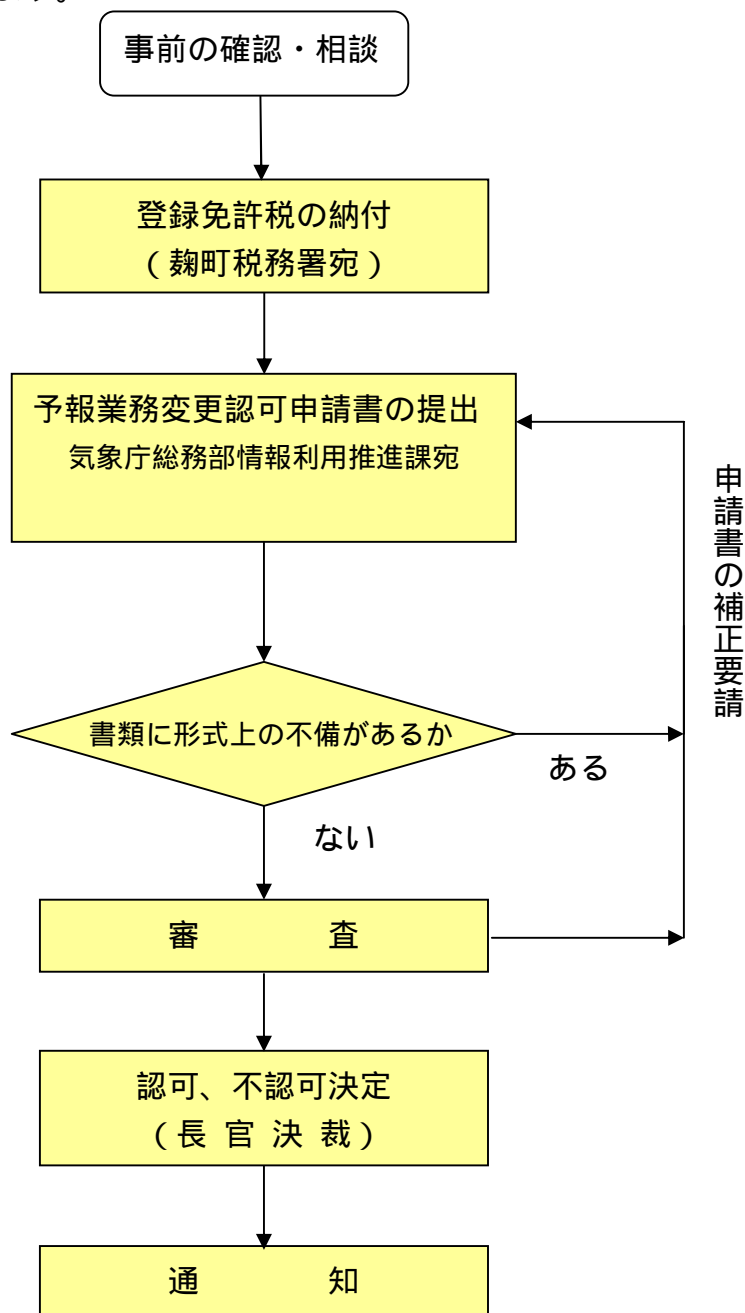
ア．気象等の予報業務の許可を受けていない場合

以下の流れにしたがって、火山現象の予報業務の許可の申請手続きを進めていただくことになります。



イ．すでに気象等の予報業務の許可を受けている場合

以下の流れにしたがって、予報業務の範囲の変更認可の申請手続きを進めていただくことになります。



(2) 登録免許税

火山現象の予報業務の許可申請にあたっては、登録免許税（税額9万円）を納付していただくことが必要です。すでに気象等の予報業務の許可を受けていて、火山現象の予報業務を行うことについて、予報業務の範囲の変更認可の申請を行う場合も納付が必要です。

なお、地方公共団体等の公的機関は登録免許税の納付の必要はありません。

納付は全国の税務署、日本銀行本支店、歳入代理店、郵便局等から行うことができます（納税の詳細については、最寄の税務署に直接お尋ねください）。許可あるいは変更認可の申請には、登録免許税の納付の際に発行される「領収証書（コピーは不可）」を添付してください。

(3) 火山現象の予報業務の許可申請に必要な書類等

予報業務の許可申請は、新たに許可申請を行う場合と、すでに気象等の予報業務の許可を受けていて変更許可申請を行う場合では、提出資料の項目と内容が異なります。

新たに許可の申請を行う場合

新たに許可申請を行う場合には、次の書類の提出が必要です。

予報業務許可申請書（様式1参照）

次の内容を記載してください。

- ・申請者の氏名又は名称、住所、法人の場合は代表者氏名
- ・予報業務の目的
行おうとする予報業務の目的について、具体的にご記入ください。
- ・予報業務の範囲
予報の種類： 「火山現象予報」と記入し、合わせて噴火、降灰等の予想を行う火山現象をご記入ください。
対象とする区域： 区域が明確に分かるようにご記入ください。
対象とする火山： 火山名をご記入ください。
- ・予報業務の開始の予定日

予報業務許可申請書には、以下の書類の添付が必要です。様式は自由です。

予報業務計画書

予報業務を行う事業所ごとに1部ずつ必要です。次の内容を記載してください。

- ・予報業務を行おうとする事業所の名称及び所在地
- ・予報事項及び発表の時刻
- ・収集しようとする予報資料の内容及びその方法
- ・現象の予想の方法
気象業務法施行規則第10条の二の技術上の基準に適合しているかを審査するため詳細に記載してください（別紙可）。
- ・気象庁の警報事項を受ける方法

予報業務に従事する要員の配置の状況及び勤務の交替の概要

予報業務を行う事業所ごとに1部ずつ必要です。

予報業務のために観測を行う場合は次の事項を記載した書類

- ・観測施設の所在地
- ・観測施設の明細
- ・観測の種目及び時刻

予報資料の収集及び解析の施設、並びに気象庁の警報事項を受ける施設の概要
予報業務を行う事業所ごとに1部ずつ必要です。

定款又は寄付行為及び登記事項証明書、役員の名簿
申請者が地方公共団体以外の既存の法人の場合に必要です。

定款又は寄付行為の謄本、発起人や社員又は設立者の名簿
申請者が法人を設立しようとしている場合に必要です。

住民票の写し又は氏名及び住所を証する書類
申請者が個人の場合に必要です。

気象業務法第18条第二項各号に該当しない旨を証する書類

変更認可で申請を行う場合（気象等の予報業務の許可をすでに受けている場合）

予報業務の目的又は範囲の変更の認可を受けようとする場合は、次の書類の提出が必要
です。

予報業務変更認可申請書（様式2参照）

次の内容を記載してください。

- ・申請者の氏名又は名称、住所、法人の場合は代表者氏名
- ・変更しようとする事項
- ・変更の予定日
- ・変更を必要とする理由

予報業務変更認可申請書には以下の書類のうち、予報業務の目的又は範囲の変更に伴
いその内容が変更されるものについて添付する必要があります。様式は自由です。

予報業務計画書

予報業務を行う事業所ごとに1部ずつ必要です。次の内容を記載してください。

- ・予報業務を行おうとする事業所の名称及び所在地
- ・予報事項及び発表の時刻
- ・収集しようとする予報資料の内容及びその方法
- ・現象の予想の方法

気象業務法施行規則第10条の二の技術上の基準に適合しているかを審査
するため詳細に記載してください（別紙可）。

- ・気象庁の警報事項を受ける方法

予報業務に従事する要員の配置の状況及び勤務の交替の概要

予報業務を行う事業所ごとに1部ずつ必要です。

予報業務のために観測を行う場合は次の事項を記載した書類

- ・ 観測施設の所在地
- ・ 観測施設の明細
- ・ 観測の種目及び時刻

予報資料の収集及び解析の施設、並びに気象庁の警報事項を受ける施設の概要
予報業務を行う事業所ごとに1部ずつ必要です。

様式 1 . 予報業務許可申請書

年 月 日

予報業務許可申請書（火山現象）

気象庁長官

殿

申請者本人による署名(サイン)の場合、押印は不要

氏名又は名称

法人の場合は代表者氏名

印

気象業務法第 17 条第 1 項の規定により予報業務の許可を受けたいので、同法施行規則第 10 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 . 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者氏名

氏名又は名称
法人の場合は代表者氏名
住所

2 . 予報業務の目的及び範囲

(火山現象)

目 的	範 囲		
	予報の種類	対象とする区域	対象とする火山

3 . 予報業務の開始予定日

年 月 日

様式 2 . 予報業務変更認可申請書

年 月 日

予報業務変更認可申請書（火山現象）

気象庁長官

殿

申請者本人による署名(サイン)の場合、押印は不要

氏名又は名称

法人の場合は代表者氏名

印

気象業務法第 19 条第 1 項の規定により、予報業務の変更認可を受けたいので、同法施行規則第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 . 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者氏名

氏名又は名称
法人の場合は代表者氏名
住所

2 . 変更しようとする事項

「新」
(火山現象)

目 的	範 囲		
	予報の種類	対象とする区域	対象とする火山

3 . 変更の予定日

年 月 日

4 . 変更を必要とする理由